

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

行動援護・重度障害者等包括支援

自立生活援助・施設入所支援

管理者 様

地域移行支援・地域定着支援

短期入所・日中活動系サービス

墨田区福祉部

障害者福祉課長 渡邊 浩章

## 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の認定申請について

日頃より、本区の障害福祉施策にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という）の機能を強化する観点から、次に掲げる 4 つの機能の一部を担う区内の居宅介護事業所等につきましては、運営規程に拠点等の機能を担う居宅介護事業所等として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に申請いただくことで、所定の加算を算定できるとしました（墨田区地域生活支援拠点等事業実施要綱）。

該当する事業所については、以下のとおり、お手続きいただきますようお願いいたします。

## 1 拠点等の 4 つの機能

相談	平時から緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

## 2 申請手続きについて

拠点等の機能を担う事業所は、拠点等の 4 つの機能のうち実施する機能に係る内容を運営規程に規定してください。各種書類：東京都障害者サービス情報（<http://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.jp/>）の「書式ライブラリー」

【受付窓口】公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2 丁目 7 番 1 号 新宿第一生命ビルディング 18 階

以下の届出書類を障害者施策課に提出してください。

ア 墨田区地域生活支援拠点等認定等申請書（第 1 号様式）

イ 墨田区地域生活支援拠点等認定等事業所認定申請チェックリスト

ウ 変更後の運営規程の写し

手続き中の場合は、「収受印」を押印した「変更届」の「写し」が添付してあれば受領可能です。

東京都に希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒及び「返信を希望する様式のコピー」の同封が必要となります。

墨田区に上記の届出書類を提出し認定を受けてから、東京都に地域生活支援拠点等に関連する加算の要件を満たす事業所として必要書類を提出してください。（加算等を新たに算定する場合、毎月 15 日までに

届出があった場合、翌月から加算等の適用)

### 3 認定事業所の周知について

認定事業所については、「拠点機能事業所」として区のホームページ等で公表します。

### 4 留意点 届出を行う場合は、以下の機能を担うことを運営規程に規定する必要があります。

サービス種類	機能	留意点
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	1の表 1の表	事前に把握・登録等をしている緊急時に支援が見込めない世帯について、緊急時の利用要請があった場合、可能な限り調整して対応することとします。支給量の増が必要な場合は、特定相談支援事業所及び障害者福祉課障害者相談係に速やかに連絡するようお願いいたします。
短期入所	1の表 1の表 1の表	事前に把握・登録等をしている緊急時に支援が見込めない世帯について、緊急時の受け入れ要請があった場合に、可能な限り調整して受け入れを行うこととします。また、緊急時の利用に備え、自宅以外の場で宿泊する体験の場としてもサービスの提供を行うこととします。
自立生活援助	1の表 1の表 1の表	緊急時において、利用者または家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等を訪問し、一時的な滞在による相談支援を行うものとします。
地域移行支援	1の表 1の表 1の表	地域生活への移行に向けた相談支援の中で、障害福祉サービス事業の体験的利用や、ひとり暮らしに向けた体験的な宿泊支援の利用がスムーズにできるよう支援を行うこととします。
地域定着支援	1の表 1の表 1の表	緊急時において、利用者または家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等を訪問し、一時的な滞在による相談支援を行うものとします。
施設入所支援	1の表 1の表 1の表	施設利用者が地域生活の移行に向けて地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合に、利用者に対する相談援助を行うとともに、地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議等を行うこととします。
日中系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型)	1の表 1の表 1の表	指定障害者支援施設において日中活動系サービスを利用する者が、地域生活への移行に向けて地域移行支援事業所が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を行う場合に、利用者に対する相談援助を行うとともに、地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整、今後の支援方針の協議などを行うこととします。

1の表 については、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した方に対して専門的な対応を行うための研修等に可能な限り積極的に参加するなどにより、体制の確保や人材育成に努める意思があることを前提に、機能を担っていることとします。

### 5 届出書等の提出先・問い合わせ先

認定申請に関すること

障害者福祉課障害者相談係・基幹相談支援センター 電話 03 - 5608 - 6165

運営規定の変更及び加算の届出に関すること

公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部 障害福祉事業者指定室